

看護学部・さいたま看護学部一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜 出願資格 対照表

2024 年度選抜	2023 年度選抜	備考
<p>出願資格 次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）を卒業した者及び2024年3月に卒業見込みの者</p> <p>(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2024年3月修了見込みの者</p> <p>(3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、次のいずれかに該当する者及び2024年3月31日までにこれに該当する見込みの者</p> <p>ア. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者</p> <p>イ. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者</p> <p>ウ. 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者</p> <p>エ. 文部科学大臣の指定した者</p> <p>オ. 高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び2024年3月31日までに合格見込みの者で、2024年3月31日までに18歳に達する者</p> <p><u>(4) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査に合格した者</u></p> <p><u>(5) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者</u></p> <p><u>(6) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2024年3月31日までに18歳に達する者</u></p>	<p>出願資格 次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）を卒業した者及び2023年3月に卒業見込みの者</p> <p>(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2023年3月修了見込みの者</p> <p>(3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、次のいずれかに該当する者及び2023年3月31日までにこれに該当する見込みの者</p> <p>ア. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び2023年3月31日までに修了見込みの者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者</p> <p>イ. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び2023年3月31日までに修了見込みの者</p> <p>ウ. 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び2023年3月31日までに修了見込みの者</p> <p>エ. 文部科学大臣の指定した者</p> <p>オ. 高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び2023年3月31日までに合格見込みの者で、2023年3月31日までに18歳に達する者</p> <p><u>(4) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者</u></p> <p><u>(5) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2023年3月31日までに18歳に達する者</u></p>	<p></p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

※大学入学共通テスト利用選抜においては、上記の出願資格(1)～(6)のいずれかに該当し、かつ、2024年度大学入学共通テストを受験する者